

NTTPCバーチャルデータセンター(vDC)利用規約
「DC内接続サービス版」

株式会社 エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

2015年5月1日

第1章 総則	4
第1条(利用規約の適用)	4
第2条(利用規約の変更)	4
第3条(用語の定義)	4
第4条(本サービスの提供条件および提供場所)	4
第5条(サービスの種類)	5
第6条(本サービスの終了)	5
第2章 契約	5
第7条(契約の単位)	5
第8条(利用期間)	5
第9条(異名義接続)	5
第10条(利用責任者)	5
第11条(権利の譲渡制限)	6
第3章 申込および承諾等	6
第12条(利用申込および承諾等)	6
第4章 サービス内容の変更等	6
第13条(サービス内容の変更)	6
第5章 契約の解除	6
第14条(契約者による解除)	6
第15条(当社による解除)	6
第6章 ネットワークの接続等	7
第16条(IPアドレス)	7
第17条(VLANタグ)	7
第18条(vDCグループ番号およびDC内接続サービスポートID)	7
第19条(ネットワークの接続)	7
第20条(IPアドレスの指定)	7
第21条(ルーティング条件の特定)	7
第7章 契約者の義務	7
第22条(電子メールの受領)	7
第23条(禁止行為)	7
第8章 提供中止および提供停止並びにサービスの廃止	8
第24条(利用の制限)	8
第25条(提供中止)	8
第26条(提供停止)	8
第9章 料金等	9
第27条(料金の額)	9
第10章 損害賠償	エラー! ブックマークが定義されていません。
第28条(責任の制限)	9

第29条(免責事項等)	9
第11章 雑則	10
第30条(当社の装置維持基準)	10
第31条(利用責任)	10
第32条(契約者情報の保護)	10
第33条(第三者への委託)	10
第34条(守秘義務)	10
第35条(残存条項)	10
第36条(管轄裁判所)	10
第37条(準拠法)	10
第38条(技術的条件)	10

第1章 総則

第1条(利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シー コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、NTTPCバーチャルデータセンター利用規約「データセンター内接続サービス(以下、DC内接続サービス)版」(以下、「本利用規約」といいます。)を定め、この利用規約を遵守することを条件として利用契約を締結いただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、当社データセンター内のDC内接続サービスネットワーク上に契約者の申し出ごとのレイヤ2、またはレイヤ3の仮想ネットワーク環境(以下、L2ネットワーク、L3ネットワーク)を構築し、ケーブルリングまたは論理的パス設定によって相互接続できるサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条(利用規約の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 本利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

3 当社は、業務上必要なときは、本利用規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第3条(用語の定義)

この利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワーク接続装置	本サービスにおいて通信されるデータの蓄積・交換・中継を行い、ネットワークを相互接続するスイッチ等の機器類
vDCグループ番号	本サービスの契約者が、DC内接続サービスネットワーク上に構築したL2ネットワーク、L3ネットワークの識別子
DC内接続サービスポートID	DC内接続サービスを構成するネットワーク装置と被接続サービスの接続点(ネットワーク装置の収容ポート)の識別子

第4条(本サービスの提供条件および提供場所)

本サービスは、別紙1に示す当社の提供するサービス(以下、「被接続サービス」といいます。)の契約に付随して提供し、本利用規約の他、被接続サービスに関する利用規約等契約条件も適用されるものとします。

2 本サービスの提供は、利用場所において当社指定のデータセンターに限定するものとします。

3 前2項に定める本サービスの提供条件および提供場所は、当社の都合により変更することがあります。本サービスの提供条件および提供場所の変更・廃止に伴って契約者が被る不便、不都合、損失、損害等について、当社はいかなる責任も負いません。

第5条(サービスの種類)

本サービスには、次の種類があります。

品目	概要	種別(クラス)	内容
L2接続	本サービスの提供を行うデータセンターで契約するサービス間を、同一イーサネットセグメント上に構築します。 (第6章 ネットワークの接続等参照)	1G共有タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、1000Base-Tで接続します。(オートネゴシエーション) DC内接続サービスポートを複数契約者で共用します。
		1G専用タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、1000Base-Tで接続します。(オートネゴシエーション) DC内接続サービスポートは契約者専用となります。
		100M専用タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、100Base-TXで接続します。(全二重固定、またはオートネゴシエーション) DC内接続サービスポートは契約者専用となります。
L3接続	本サービスの提供を行うデータセンターで契約するサービス間を、レイヤ3で相互接続します。 (第6章 ネットワークの接続等参照)	1G共有タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、1000Base-Tで接続します。(オートネゴシエーション) DC内接続サービスポートを複数契約者で共用します。
		1G専用タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、1000Base-Tで接続します。(オートネゴシエーション) DC内接続サービスポートは契約者専用となります。
		100M専用タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、100Base-TXで接続します。(全二重固定、またはオートネゴシエーション) DC内接続サービスポートは契約者専用となります。

第6条(本サービスの終了)

当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 本サービスの提供を終了する場合には、終了する3ヶ月前までにその旨を通知あるいは告知します。
- 3 本サービス全体の終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第2章 契約**第7条(契約の単位)**

本サービスに接続する被接続サービスごとに、それぞれ被接続サービスのオプションサービス契約(以下、「本契約」といいます。)を締結するものとします。

2 契約者は、一つのL2ネットワーク、L3ネットワークに対し、2つ以上の別紙1に示す被接続サービスの接続が必要であり、被接続サービスが1つとなった場合には、当然に当該被接続サービスに係る本契約は終了するものとします。

第8条(利用期間)

本サービスの利用期間は、当社のDC内接続サービスを構成するネットワーク装置と接続する被接続サービス間で、ケーブリングあるいは論理的パス設定が行われ、DC内接続サービスを構成するネットワーク上に契約者のL2ネットワーク、L3ネットワークの構築が完了した日から1ヶ月を経過した日の直近の暦月末日までとし、その後本利用規約に定める手続きにより契約が終了するまで、1ヶ月単位で延長されるものとします。

第9条(異名義接続)

契約者は、自己の責任において、ひとつのL2ネットワーク、L3ネットワークに対して、他の契約者の被接続サービスを接続させることができるものとします。

2 前項の利用申し込みは、主たる契約者の承認のもと、従たる契約者が行うものとします。

3 異名義接続による本サービスの利用に関しては、料金の負担に関するものを除き、関連する契約者が当社に対する責任を共同して負うものとします。また、契約者間で紛争が生じた場合、それぞれの契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らかの迷惑または損害を与えないものとします。

第10条(利用責任者)

契約者は、利用責任者を選任し当社に書面で届け出るものとし、利用責任者が交代したときは直ちに当社所定の変更申込書で通知するものとします。

2 利用責任者は、当社との連絡・協議の任にあたるとともに、本契約に基づく情報通信サービスの利用の適正化を図るものとします。

3 本契約締結時の利用責任者は、利用申込書に記載のとおりとします。

第11条(権利の譲渡制限)

本契約の譲渡は、当該被接続サービス契約の譲渡に関する規定によるものとします。ただし、ひとつのL2ネットワーク、L3ネットワークに接続する被接続サービスのうち、一部のみを譲渡する場合には、第9条の規定に基づき、主たる契約者を定めるものとします。

第3章 申込および承諾等**第12条(利用申込および承諾等)**

本サービスおよびオプションサービスの利用の申し込みは、それぞれ、被接続サービス利用規約にて、当社が別途定める方法により行うものとします。

2 当社が行う申込に対する諾否は、各被接続サービス利用規約に定めるとおりとします。ただし、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供、または本サービスにかかる機器等の保守が技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの利用に際し、主たる契約者の同意を得ていないとき。
- (3) 前各号の他、当社の業務遂行上支障があるとき。

3 利用の申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し、その旨を書面またはその他の方法で通知します。

第4章 サービス内容の変更等**第13条(サービス内容の変更)**

契約者は、次のサービス内容の変更を希望する場合は、当社所定の変更申込書で申し込むものとします。

- (1) サービスの種類の変更。
- (2) 被接続サービスの本サービスからの接続を解除するとき。
- (3) 本サービスに接続する被接続サービスの契約者名が、地位の承継、譲渡等により変更になったとき。

2 契約者は、利用責任者名、連絡先、故障連絡先の契約情報に関して、当社に届けている事項に変更があった場合は、そのことを直ちに当社所定の変更申込書またはその他当社の指定する方法で届け出るものとします。

3 当社は、第1項の申込に対し、承諾する場合は、その旨を書面またはその他の方法で通知します。

4 当社は、第1項の申込があった場合に、その申込を承諾しないことがあります。その場合、第12条(利用申込および承諾等)第2項各号を準用します。当社が申込を承諾しない場合は、契約者に対し、その旨を書面またはその他の方法で通知します。

第5章 契約の解除**第14条(契約者による解除)**

契約者が本契約を解除しようとするときは、解除する旨および解除するサービスの種類などを当該被接続サービス利用規約の定めに従い当社に通知するものとします。

2 前項の通知を受領した日の属する暦月末日を解約日とします。

3 ただし、前項の通知を受領した日から暦月末日までが3営業日未満であるときは、その次の暦月末日を解約日とします。

第15条(当社による解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第26条(提供停止)第1項各号の事由により、当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内にその原因が解消されないとき。
- (2) 第26条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由があり、当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 契約者の責により、本サービスに接続する被接続サービスが利用停止または解除されたとき。
- (4) 第6条(本サービスの終了)に基づき、当社が、本サービスを廃止するとき。

2 当社は、第1項の規定により本契約を解除するときは、契約者に対しあらかじめその旨を書面またはその他の方法で通知します。

第6章 ネットワークの接続等

第16条(IPアドレス)

本サービスにおいて利用できるIPアドレスは、IPv4規格によるRFC1918に準拠したプライベートのIPアドレスとし、仕様上、当社が保守または管理等で利用しており、契約者に使用を控えていただくアドレス空間を除くIPアドレスを使用するものとします。

2 IPアドレスは契約者が厳重に管理するものとし、これらの不正利用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。

第17条(VLANタグ)

本サービスにおいては、IEEE 802.1qで規定されているVLANタグを利用することができ、VLANタグを1段まで透過することができるものとします。

第18条(vDCグループ番号およびDC内接続サービスポートID)

当社は契約サービスに対してvDCグループ番号(以下、vDC番号)及びDC内接続サービスポートIDを付与し、必要に応じて通知します。契約者は、通知されたvDC番号およびDC内接続サービスポートIDの管理責任を負うものとします。

2 契約者は、当社が定めたvDC番号およびDC内接続サービスポートIDを変更することはできません。

3 当社は、契約者に対して、必要に応じてネットワークIDの提示を行うものとします。

第19条(ネットワークの接続)

本サービスで、当社データセンター内に構築したL2ネットワーク、L3ネットワークと契約者が拠点で管理するネットワーク(以下、「契約者のネットワーク」といいます。)は、当社のネットワークサービス、又は、当社が承認する契約者のネットワークを介して接続することができます。

2 ネットワークの接続方法は、当社が定める技術基準に従って、契約者のネットワーク内に設置するネットワーク接続装置と、当社のデータセンターに設置するネットワーク接続装置をレイヤ2、またはレイヤ3で接続するものとします。

3 契約者のネットワーク接続装置と当社のネットワーク接続装置とを接続するために使用される当社のネットワークサービスに付随する回線接続装置、屋内配線等を設置するために必要となる場所や電力は、契約者の拠点においては契約者に提供していただきます。

第20条(IPアドレスの指定)

第19条(ネットワークの接続)で利用するIPアドレスは、第16条(IPアドレス)第1項で規定するIPアドレスを使用するものとします。

2 当社のデータセンターに設置するネットワーク接続装置とレイヤ3で接続する場合は、当社のネットワーク接続装置に付与するIPアドレスを指定いただく場合があります。

第21条(ルーティング条件の特定)

第19条(ネットワークの接続)で、レイヤ3で接続する場合において、契約者のネットワーク内に設置する接続装置と当社のネットワーク接続装置間のルーティングプロトコルは、原則として、スタティックルーティングとします。

第7章 契約者の義務

第22条(電子メールの受領)

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社からの依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。契約者は、当該メールが不要な場合には、当社に申し出ることにより、このような電子メールなどの送信を停止させる事ができます。

第23条(禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為を唆す、又は、容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。

- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
 - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
 - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
 - (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
 - (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスに利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
 - (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
 - (22) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (23) ひとつのIDを重複して同時にログインする行為。
 - (24) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第1項第12号および13号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを当社が確認できたものについては、第1項での規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や、不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第26条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
- 4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第26条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第8章 提供中止および提供停止並びにサービスの廃止

第24条(利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

第25条(提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社、協定事業者または電気通信事業者の本サービスに関連する設備、回線等の保守または工事のため、やむを得ず本サービスの提供を一時的に中断せざるを得ない場合。
- (2) 本サービス関連設備(当社設備、協定事業者または電気通信事業者の設備であることを問わない)に故障が発生した場合。
- (3) トラフィックが異常に輻輳した場合。
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合または、その恐れのある場合。

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 本サービスの提供中止に伴って発生する契約者の不便、不都合、損失、損害について、当社の故意又は重大な過失のある場合を除き当社はいかなる責任も負いません。

第26条(提供停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき。
 - (2) 第16条(IPアドレス)の規定に違反したとき。
 - (3) 第17条(VLANタグ)の規定に違反したとき。
 - (4) 第23条(禁止行為)の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が指定した支払口座等が、クレジット会社または収納代行会社または金融機関等により使用することができなくなったとき。
 - (6) 申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (7) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷または重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
 - (8) 特定電気通信事業役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
 - (9) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
- 2 前項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当する限り継続するものとし、当社は、契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止の解除措置を行います。ただし、停止の解除措置には、数日要する場合がありますことを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
- 3 当社は、前項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供の停止、あるいは停止のために必要な措置をとるときは、あらかじめその理由および提供の停止をする日または予定の日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合または当社および第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知します。これらの措置および措置の解除等により契約者に損害が発生した場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第9章 料金等

第27条(料金の額)

本サービスに関する料金は、被接続サービスの利用規約に定めるものとします。

第10章 損害賠償

第28条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により契約者に対し本サービスを提供しなかつた時は、当該本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上、当該被接続サービスにおける本サービスが全く利用できなかった時に限り、当該被接続サービスで定める本サービス契約料金の月額料金額を限度として損害を賠償します。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求を行わなかつた時は、契約者はその権利を失うものとします。

第29条(免責事項等)

前条(責任の制限)の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによって、その結果発生する直接、或いは間接の損害について、前条(責任の制限)の責任以外は、法律上の責任並びに明示、又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。但し、当社に故意、又は重大な過失があった場合、本条は適用しません。

2 本サービスと接続する契約者のシステムが、インターネットと接続され、その結果、インターネット経由によるウィルス感染、不正侵入、その他アタック等により、契約者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社は、いかなる責任も負いません。

3 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

4 当社は、本サービスの利用に起因する契約者或いは第三者の損害(情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害を含むが、それに限定されない。)について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

5 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による通信機器の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとする。

6 当社は、本サービスにかかる設備その他のネットワーク接続装置の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者の動産、不動産に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

7 当社は、本サービスの技術的条件その他の変更により契約者のネットワーク接続装置または契約者の電気通信設備の改造また

は変更(以下、「改造等」といいます。)を要する料金については負担しません。

第11章 雑則

第30条(当社の装置維持基準)

当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

第31条(利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は当社に対してその損害を賠償するものとします。

第32条(契約者情報の保護)

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「契約者情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

第33条(第三者への委託)

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部、又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前条の規定にかかわらず、委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者の情報を開示します。

第34条(守秘義務)

契約者及び当社は利用申込に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合。
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
- (4) 自ら独自に開発した場合。
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合。
- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合。
- (7) 契約者に対し、利用申込に基づく義務の履行を請求する場合。
- (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合。
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合。

第35条(残存条項)

第34条(守秘義務)については、利用申込書の後も効力を有するものとします。

第36条(管轄裁判所)

本サービス利用に関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条(準拠法)

本契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

第38条(技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別途当社の定める仕様書等に定めるとおりとします。

付則

この利用規約は、平成26年4月1日から改定実施します。

別紙1

本サービスに接続できる「被接続サービス」

サービス名称	適用利用規約	備考
WebARENA 専用サーバーサービス	WebARENA 専用サーバーサービス利用規約	
Master'sONE [マスターズ・ワン]	Master'sONE [マスターズ・ワン]利用規約	
WebARENA Symphonyサービス	WebARENA ハウジングサービス [WebARENA Symphonyサービス]利用規約	
Biz-agaクラウドコンポーネント	Biz-agaセレクトシリーズ クラウドコンポーネント 利用規約	
カスタムクラウドサービス	カスタムクラウドサービス利用規約	

※各サービスのサービス品目等によっては、本サービスと接続できない場合があります。